

習志野市新庁舎等基本設計候補者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市の新庁舎建設事業における新庁舎及び消防庁舎の基本設計業務を行う設計候補者（以下「設計候補者」という。）の選考を適正に行うため、習志野市新庁舎等基本設計候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、設計候補者を選考し、その結果を市長に報告するものとする。

2 委員会は、前項に規定する設計候補者の選考に当たって、次に掲げる事項を調査、検討するものとする。

1) 設計候補者の募集要項及び選考基準に関すること。

2) 前号に掲げるもののほか、設計候補者の選考に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する学識経験者及び別表に掲げる職にある者で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から選任するものとする。

3 副委員長は、副市長の職にあるものとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員はその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は非公開とする。（習志野市情報公開条例第8条第4号に該当）

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、習志野市新庁舎等建設本部において処理する。

(委員会の解散)

第8条 委員会は、第2条の任務が終了したとき、解散する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この要綱は、平成25年4月19日から施行する。
2. この要綱は、第2条の任務が終了した時に廃止する。

(別表)

職 名
副市長
総務部長
企画政策部長
財政部長
市民経済部長
都市整備部技監
消防本部参事
習志野市新庁舎等建設本部長
施設再生課長